

区分所有法 占有者の意見陳述権 管業 H28-38-2 ≪#470≫

【問】 正誤をつけよ。

会議の目的たる事項につき利害関係を有する占有者がいる場合には、集会を招集する者は、各区分所有者へ招集の通知を発した後遅滞なく、集会の日時、場所及び会議の目的たる事項を建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。

【答え】 正しい

≪ポイント≫ 占有者の意見陳述権

- 1 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的たる事項につき利害関係を有する場合には、集会に出席して意見を述べることができる。

⇒ 占有者には、議決権はない
- 2 前項に規定する場合には、集会を招集する者は、第 35 条の規定により招集の通知を発した後遅滞なく、集会の日時、場所及び会議の目的たる事項を建物内の見やすい場所に掲示しなければならない。（区分法 44 条）